

古河市への遺贈・相続寄附をお考えの方へ

「自分が亡くなった後、残った財産を古河市のまちづくりに役立てたい」
「故人がお世話になったので、遺産を古河市の将来のために役立ててほしい」

本市では、このようなお申し出にお応えするため、「遺贈による寄附」や「相続財産の寄附」を承り、市政運営へ活用させていただいています。

【遺贈寄附とは】

生前に遺言書などを作成し、お亡くなりになった後、遺産の一部またはすべてを寄附することを「遺贈寄附」といいます。



【相続寄附とは】

財産を相続した方（相続人）が相続財産を寄附することを「相続寄附」といいます。

いただいた寄附の使い道

① 地域みんなで古河をつくる

コミュニティ活動の促進、姉妹都市・国際交流の推進等に活用します。

② 互いに支え合う古河をつくる

地域で支え合う福祉、生涯にわたる健康づくりと医療体制、健全な育児環境等の整備と充実に活用します。



③ 人が育ち文化の息づく古河をつくる

生涯学習・学校教育の充実、スポーツやレクリエーションの振興、豊かな市民文化の創造に活用します。



④ 活力と賑わいのある古河をつくる

商業・工業・農業の振興、産業の連携と観光の振興、労働環境の充実と安心できる消費生活の確保に活用します。

⑤ 安全で快適・魅力的で利便性の高い古河をつくる

上下水道等の生活基盤の整備、環境政策、防災・消防機能の強化、防犯対策や交通基盤の充実、美しい都市景観づくり等に活用します。

遺言による寄附（遺贈）をお考えの方へ

古河市への遺贈による寄附をお考えの方は、下記の内容をご確認いただきご検討ください。

○遺言書の作成について

遺言が法的な効力を持つためには、民法で定められた方式で遺言書を作成する必要があります。

一般的に使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。それぞれのメリット・デメリットを確認し、作成にあたっては、弁護士、司法書士等の専門家へご相談されることをお勧めします。

公正証書遺言	証人2人以上の立会いのもと、公証人が作成し、公証役場に原本が保管される遺言です。 メリット 法律上の要件を満たさず無効になる可能性は低く、隠匿や紛失の恐れがありません。 デメリット 作成のための費用がかかります。
自筆証書遺言	遺言者が、遺言書内容、日付、氏名を自筆（署名）し、押印して作成する遺言です。 メリット 費用をかけずに手軽に作成でき、いつでも変更ができます。 デメリット 遺言としての要件を欠いて無効になることや、隠匿や紛失の恐れがあります。

【弁護士による無料法律相談について】

古河市にお住まいの方を対象に、弁護士による無料法律相談を実施しています。

（事前予約必要、利用制限あり）

詳細については、広報お知らせページまたは市ホームページをご覧ください。



古河市への寄附のご相談

古河市財政部財政課 電話 0280-92-3111（代表）